

6消安第1058号

令和6年5月23日

農業資材審議会長

君嶋 祐子 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第39条第1項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

エチプロール

6 消安第 1 0 5 9 号
令和 6 年 5 月 2 3 日

農業資材審議会長
君嶋 祐子 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

チアジニル

6 消安第 1 0 6 0 号
令和 6 年 5 月 2 3 日

農業資材審議会長
君嶋 祐子 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

イソプロチオラン

6 消安第 1 0 6 1 号
令和 6 年 5 月 2 3 日

農業資材審議会長
君嶋 祐子 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

プロピネブ

6 消安第 1 0 6 2 号
令和 6 年 5 月 2 3 日

農業資材審議会長
君嶋 祐子 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

ベンゾピシクロン